

一人被召忽法ニ行レケル、

〔常山紀談 十九〕細川忠利の士、川北九大夫といふ者あり、川尻の代官を勤めよとありしに、出陣の時供に連れられなば、代官の職つとむべしといひければ、尤とて出陣の時供すべしと定めらる。天草はや、もすれば、一揆をなす所と、西國の人のいひける事なれば、心にかけて、川尻は海邊船の著く處にて、細川家の米藏あり、天草へ海上七里と聞ゆ、川北兼て地鐵炮の數をえらべ置けり、地鐵炮とは獵師の事也天草の一揆起ると聞て、川尻の海岸に一間に一本づ、竹を立させ、一本ごとに火繩をゆひ付、五本に一人の地鐵炮を配りけり、後に天草にて生どられし者のいひけるは、其夜川尻の米を取ん爲に、船をおし出して見しに、川尻にいくらともなく、鐵炮を備へて見えたる故さては熊本より軍兵のはや川尻に來れりとして、船をもどしけるとなり、

〔鳩巢小説 上〕一大猷院様徳川家光御時、日光御再興仰付ラレ候テ、結構ヲ盡シ、就中御寶塔ノコト御

僉議有之候、是ハ御棺ノ上ニ覆ヒ申候塔ニテ候、大事ノモノニ候ユヘ、萬代マデモツバキ候ヤウニ、丈夫ニ仰付ラレ度トノ義ニテ、或ハ黒金ニテ仰付ラルベキヤ、但シ石ニテ仰付ラレタルガ久シクツバキ申ベキヤト、其時分松平伊豆守信綱殿ヲハジメ、智ノフカキ衆センギニテ候、其時島田幽也ト申テ、島田出雲守隱居ニテ居申サレ候、是モ最前町奉行イタサレ候テ、智惠袋ト人々申候テ、智ノフカキコト隱レナキ人ニテ候、夫ユヘ幽也ヲ呼ビ候テ、分別承リ候ヘトノ上意ニ付、幽也御次マデ出申サレ候、大猷院様ニハ御障子一重ヲ隔テ、イカバ申候ト御耳ヲンバダテ、イヅレモ老中御寶塔ノ義如何仰付ラレ候テ、久敷續キ申ベキヤト尋子申候トキ、幽也申サレ候ハ、何ノ義モコレナク候、豊國ノ社頭修理仰付ラレ候ハ、當家ノ御寶塔イツマデモ堅固ニツバキ申ベク候、此外ノ義ハ存ゼズ候由申サレ候テ立申サレ候、夫ヨリ御寶塔御僉議相止ミ申候、流石ノ伊豆守殿モ、我ヲ折リ申サレ候ヨシニ候、